道路側溝等への排水管接続工事の取扱い及び完成届について

１　公共物への施工であることを認識し、接続のための穿孔は必要最小限に行い、側溝の強度や機能を低下させたり損傷等を与えないよう、以下の点に気を付けて施行すること。

(1) 側溝側面の中央部に必要最小限のみ穿孔することとし、蓋掛部の付近には穿孔等の施行は行わないこと。

(2) 側溝の継ぎ目・接続部及びその付近には、穿孔等の施行は行わないこと。

(3) 側溝の蓋と蓋との間の部分にあたる付近には、穿孔等の施行は行わないこと。

２　施工後、管の突出・モルタル仕上の不良などがないよう、申請図面通りに施行すること。止むを得ない原因により、申請通りに施行不可能なため変更が生ずる場合には、関係機関に事前協議のうえ承認を得、変更後図面等を追加提出すること。

３　接続工事前後に、施行箇所付近（土砂、泥、ゴミ等）の清掃を行うよう協力をお願いしたい。

４　完成届には完成写真として穴埋め前の正面及び穴埋め後の正面、側面、裏面の写真を添付することとし、接続施行部をアップで撮影した写真及び全体が確認できる写真を添付して提出すること。

５　完成届提出の際は、所定の様式に記入漏れのないよう全て記入し、敷地利用図面に配管経路を明示した図面等の書類を漏れなく添付し、施行完了後直ちに提出すること。（提出が遅滞した場合、正当な理由であれば遅延理由書の添付等が必要となる。）

６　復旧・仕上不良と判断した場合は、施行仕直のみならず、公共物破損と同様と見なし、側溝本体の交換工事を命ずることがある。

担当：石巻市建設部道路課路政用地係